

# 熊本県公報

第 1 1 5 2 6 号  
平成 19 年 3 月 16 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………	(都市計画課) 1
○熊本県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	(高齢者支援総室) 8
<b>告 示</b>	
○平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10 (口頭による開示請求をす ることができる個人情報)の一部改正……………	(私学文書課) 8
○県税(自動車税)収納事務委託……………	(税務課) 8
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退……………	(高齢者支援総室) 8
○一部事務組合の解散に伴う公平委員会の事務の委託の廃止……………	(市町村総室) 9
○ " "……………	( " ) 9
○ " "……………	( " ) 9
○ " "……………	( " ) 9
○ " "……………	( " ) 9
○木材業者の登録……………	(林業振興課) 9
○木材業者及び製材業者の書換え……………	( " ) 10
○熊本都市計画道路事業の事業計画変更認可……………	(都市計画課) 10
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 10
○ " "……………	( " ) 11
○道路の供用開始……………	( " ) 11
○臨時種畜検査の実施……………	(畜産課) 12
<b>公 告</b>	
○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了……………	(建築課) 12
○基本測量の終了……………	(監理課) 12
○県営土地改良事業計画変更の決定……………	(農村計画・技術管理課) 12
○第 2 回「くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進委員会」の開催……………	(企画課) 13
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………	(商工政策課) 13
○平成 19 年度県民キャリア形成支援事業の業務委託に係る受託者の選定……………	(労働雇用総室) 13
○平成 19 年度熊本県庁舎で使用する電気の入札結果……………	(管財課) 14
○平成 19 年度マニフェストの入札等業務(一般競争入札)……………	(廃棄物対策課) 14
○宅地建物取引業法に基づく行政処分……………	(建築課) 16
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの 意見……………	(商工政策課) 17
○くまもと県税システムサーバ等保守業務(一般競争入札)……………	(税務課) 17
<b>登 載 依 頼</b>	
○平成 18 年度熊本県社会福祉審議会の開催……………	(健康福祉政策課) 19
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	(人事委員会) 19
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………	( " ) 20
○熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を 改正する規則……………	( " ) 20
○平成 18 年 11 月 21 日から平成 19 年 1 月 12 日までの間に実施した監査の 結果に関する報告……………	(監査委員事務局) 20
○第 6 回熊本縣市町村合併推進審議会の開催……………	(市町村総室) 22
○熊本県道路交通規則の一部を改正する規則……………	(交通規制課) 23
○熊本県公安委員会告示第 12 号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派 出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部改正……………	(警察本部地域課) 24

### 規 則

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和 39 年熊本県規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、第 6 条第 4 項又は第 11 条第 2 項」を「又は第 6 条第 4 項」に改める。

第 11 条第 1 項中「、第 10 条第 1 項又は第 11 条第 2 項」を「又は第 10 条第 1 項」に改め、「申請書の 1 通」の次に「(熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 64 号。以下この条において「情報通信技術利用条例」という。) 第 3 条第 1 項の規定により、電子情報処理組織を使用して申請が行われた場合は、当該申請に係る電磁的記録を用紙に出力したもの)」を加え、同条第 2 項中「協議書の 1 通」の次に「(情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項の規定により、電子情報処理組織を使用して協議が行われた場合は、当該協議に係る電磁的記録を用紙に出力したもの)」を加え、同条第 3 項中「届出書の 1 通」の次に「(情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項の規定により、電子情報処理組織を使用して届出が行われた場合は、当該届出に係る電磁的記録を用紙に出力したもの)」を加える。

別紙第 1 号様式（表）を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

(表)

# 屋外広告物許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

郵便番号( - )

住 所

申請者

氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号( - - )

次のとおり屋外広告物を表示 (屋外広告物を掲出する物件を設置) したいので、熊本県屋外広告物条例第 5 条 (第 6 条第 4 項) の規定により、関係書類を添えて申請します。

種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
申請物件の内容	形状	縦 m	縦 m	縦 m	縦 m	
		横 m	横 m	横 m	横 m	
	寸法	個数(面) 個(面) 枚	個数(面) 個(面) 枚	個数(面) 個(面) 枚	個数(面) 個(面) 枚	個数(面) 個(面) 枚
	等	地上高 m	地上高 m	地上高 m	地上高 m	地上高 m
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
照明	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
材料						
手数料	* 円	* 円	* 円	* 円	* 円	
表示(設置)場所					*計 円	
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで					
工事施工者の住所及び氏名	電話番号 ( - - )		屋外広告業の登録	年 月 日	熊本県屋外広告業登録第 号	
建築基準法による工作物確認	要・不要	有・申請中	道路法による占用許可	要・不要		
その他の法令による許可、届出等	要・不要	法令名	有・申請中	工事完成の予定年月日	年 月 日	
許可年月日	* 年 月 日	許可の証票		* 第 号		
受付印	許可済印		許可の条件			
*		*		*		

- 1 申請者は、\*欄には記入しないでください。
- 2 はり紙以外の広告物等を表示し、又は設置する場合は、屋外広告物管理者設置届を併せて提出してください。
- 3 「有・無」、「要・不要」、「有・申請中」については、いずれか該当する方を○で囲んでください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

別記第2号様式(表)を次のように改める。

別記第2号様式(第3条関係) (表)

## 屋外広告物更新許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

郵便番号( - )

住 所

申請者

氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号( - - )

次のとおり屋外広告物の許可の更新をしたいので、熊本県屋外広告物条例第9条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
申請物件の等	形状	縦 m	縦 m	縦 m	縦 m
		横 m	横 m	横 m	横 m
	寸法	個数(面) 個(面) 枚	個数(面) 個(面) 枚	個数(面) 個(面) 枚	個数(面) 個(面) 枚
		地上高 m	地上高 m	地上高 m	地上高 m
内容	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	照明	有・無	有・無	有・無	有・無
材料					
手数料	* 円	* 円	* 円	* 円	* 円
表示(設置)場所					*計 円
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで				
道路法による 占用許可	要・不要	その他の法令による許可・届出等		要・不要	法令名 有・申請中
前回許可	年 月 日 第 号		許可期間	年 月 日 年 月 日	
更新許可年月日	* 年 月 日		許可の証票	* 第 号	
受 付 印	許 可 済 印		許可の条件		
*		*		*	

- 1 申請者は、\*欄には記入しないでください。
- 2 はり紙以外の広告物等を表示し、又は設置する場合は、屋外広告物管理者設置届を併せて提出してください。
- 3 「有・無」、「要・不要」、「有・申請中」については、いずれか該当する方を○で囲んでください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

別記第3号様式（表）を次のように改める。  
別記第3号様式（第4条関係）（表）

屋外広告物変更許可申請書			
年 月 日			
熊本県知事 様			
		郵便番号( - )	
		住 所	
		申請者 氏 名 印	
		(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号( - - )	
次のとおり屋外広告物を変更して表示（屋外広告物を提出する物件を変更して設置）したいので、熊本県屋外広告物条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。			
変更前の内容	許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号 第 号
	許 可 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
	表 示 ( 設 置 ) 場 所		
広 告 物 の 種 類		工 事 完 成 の 予 定 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	面積増：有 ・ 無 ( m <sup>2</sup> )		
変 更 理 由			手 数 料 * 円
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名	電 話 番 号 ( - - )	屋 外 廣 告 業 の 登 録	年 月 日 熊 本 県 屋 外 廣 告 業 登 録 第 号
変 更 許 可 年 月 日	* 年 月 日	許 可 の 証 票	* 第 号
受 付 印	許 可 済 印	許 可 の 条 件	
*	*	*	

- 1 申請者は、\*欄には記入しないでください。
- 2 はり紙以外の広告物等を表示し、又は設置する場合は、屋外広告物管理者設置届を併せて提出してください。
- 3 「有・無」については、いずれか該当する方を○で囲んでください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

別記第 3 号様式の 2 (表) を次のように改める。  
別記第 3 号様式の 2 (第 6 条関係) (表)

## 屋外広告物表示・設置協議書

年 月 日

熊本県知事

様

郵便番号( - )

所在地

協議者 団体名

代表者名

印

電話番号( - - )

次のとおり屋外広告物を表示 (屋外広告物を掲出する物件を設置) したいので、熊本県屋外広告物  
条例第 6 条第 1 項ただし書の規定により、関係書類を添えて協議します。

種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
協議 物件 の 等	形状	縦 m	縦 m	縦 m	縦 m
		横 m	横 m	横 m	横 m
内容	寸法	個数(面) 個(面)	個数(面) 個(面)	個数(面) 個(面)	個数(面) 個(面)
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
内容	地上高	m	m	m	m
	照明	有・無	有・無	有・無	有・無
材料					
表示内容					
表示(設置)場所					
表示(設置)期間 年 月 日から 年 月 日まで					
屋外広告物の 管理者の住所 及び氏名 印 電話番号( - - )					
工事施工者の 住所及び氏名		電話番号( - - )		屋外広告 業の登録 年 月 日 熊本県屋外広告業登録第 号	
建築基準法による 工作物確認		要・不要 有・申請中		道路法による 占用許可 要・不要	
その他の法令による 許可、届出等		要・不要 法令名		有・申請中 工事完成の 予定年月日 年 月 日	
協議済年月日		* 年 月 日		そ の 他	
受 付 印		協 議 済 印		*	
*		*			

- 1 協議者は、\*欄には記入しないでください。
- 2 「有・無」、「要・不要」、「有・申請中」については、いずれか該当する方を○で囲んでください。

別記第 4 号様式 (表) を次のように改める。  
別記第 4 号様式 (第 6 条の 2 関係) (表)

### 屋外広告物表示・設置届出書

年 月 日

熊本県知事 様

郵便番号( - )

住 所

届出者

氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号( - - )

次のとおり屋外広告物を表示 (屋外広告物を掲出する物件を設置) したいので、熊本県屋外広告物  
条例第 6 条第 2 項ただし書の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
届出物件の内容	形状	縦 m	縦 m	縦 m	縦 m	
	横	m	横 m	横 m	横 m	
	寸法	個数(面) 個(面) 枚	個数(面) 個(面) 枚	個数等 個(面) 枚	個数(面) 個(面) 枚	個数(面) 個(面) 枚
	等	地上高 m	地上高 m	地上高 m	地上高 m	地上高 m
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
照明	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
材料						
表示内容						
表示(設置)場所						
表示(設置)期間 年 月 日から 年 月 日まで						
屋外広告物の管理者の住所及び氏名 印 電話番号( - - )						
工事施工者の住所及び氏名		電話番号( - - )	屋外広告業の登録	年 月 日号 熊本県屋外広告業登録第 号		
建築基準法による工作物確認	要・不要	有・申請中	道路法による占用許可	要・不要		
その他の法令による許可、届出等	要・不要	法令名	有・申請中	工事完成の予定年月日	年 月 日	
受 付 印		届 出 済 印		そ の 他		
*		*		*		

- 1 届出者は、\*欄には記入しないでください。
- 2 「有・無」、「要・不要」、「有・申請中」については、いずれか該当する方を○で囲んでください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

附 則  
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第 6 号**

熊本県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県老人福祉法施行細則（昭和 49 年熊本県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。  
別記第 1 号様式中「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業」に、「施設の名称」を「施設（サービスの拠点・住居）の名称」に、「入居」を「登録・入居」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**熊本県告示第 235 号**

平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のとおり改正する。  
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表中

熊本県非常勤職員採用試験 (印刷管理業務)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び合計順位、2 次試験受験者に対しては得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	私学文書課
--------------------------	---	--------------	-------

を

熊本県非常勤職員採用試験 (複写及び印刷管理業務員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	私学文書課
-------------------------------	-------------------	--------------	-------

に

改める。

**熊本県告示第 236 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）に基づく自動車税（普通徴収に係るものに限る。）に係る徴収金の収納の事務を委託することとしたので、告示する。  
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目 7 番 34 号	直営店舗又は加盟店舗における収納事務	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 19 年 6 月 30 日まで

**熊本県告示第 237 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。  
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
庄嶋医院 合志市合生 4095 番地 1	医療法人社団庄嶋会	平成 19 年 2 月 28 日



**熊本県告示第 238 号**

宇城広域消防衛生施設組合が平成 19 年 3 月 31 日限りで解散するため、同組合の公平委員会の事務の委託を同日限り廃止する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第 239 号**

下益城火葬場組合が平成 19 年 3 月 31 日限りで解散するため、同組合の公平委員会の事務の委託を同日限り廃止する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第 240 号**

宇土・富合清掃センター組合が平成 19 年 3 月 31 日限りで解散するため、同組合の公平委員会の事務の委託を同日限り廃止する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第 241 号**

宇城広域火葬場組合が平成 19 年 3 月 31 日限りで解散するため、同組合の公平委員会の事務の委託を同日限り廃止する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第 242 号**

宇城広域清掃施設組合が平成 19 年 3 月 31 日限りで解散するため、同組合の公平委員会の事務の委託を同日限り廃止する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第 243 号**

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 5 条の規定により、木材業者を次のとおり登録した。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者の登録）

登 録 年 月 日 登 録 番 号（摘 要）	住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）	業 態	主な取扱材
平成 19 年 2 月 16 日 A06370（新 規）	阿蘇郡小国町大字下城 640 宮崎国勝	素材生産	素材
平成 19 年 2 月 16 日 A06371（新 規）	阿蘇郡小国町大字北里 3587-2 渋谷静治	素材生産	素材
平成 19 年 2 月 16 日 A06372（新 規）	阿蘇郡小国町大字宮原 1520-1 河津明夫	素材生産	素材
平成 19 年 2 月 16 日 A06373（新 規）	阿蘇郡小国町大字上田 5414-4 梅木計美	素材生産	素材
平成 19 年 2 月 16 日 A06374（新 規）	阿蘇郡小国町大字西里 1266 岩本朝雄	素材生産	素材
平成 19 年 2 月 16 日 A06375（新 規）	阿蘇郡小国町大字黒淵 2147-2 石松春男	素材生産	素材
平成 19 年 3 月 5 日 A01221（新 規）	熊本市近見町 3 丁目 5-15 株式会社エル・ディ・ケイ 水田和弘	木材卸売 木材小売 木材売買	

**熊本県告示第 244 号**

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 7 条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のとおり書き換えた。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者登録の書換え）

書 換 年 月 日 登 録 番 号	住所及び氏名（法人にあっては所在地、 名称及び代表者氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 2 月 13 日 A07173	上益城郡山都町野尻 730 田上栄信	上益城郡山都町田尻 730 田上製材株式会社 田上栄信	法人化のため
平成 19 年 2 月 15 日 A03056	玉名郡南関町大字関下 1573 有限会社大石南関工場 大石郁太	玉名郡南関町大字関下 1573 有限会社大石製材所 大石裕治	名称及び代表者の変更

（製材業者登録の書換え）

書 換 年 月 日 登 録 番 号	住所及び氏名（法人にあっては所在地、 名称及び代表者氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 2 月 13 日 B07173	上益城郡山都町野尻 730 田上栄信	上益城郡山都町田尻 730 田上製材株式会社 田上栄信	法人化のため
平成 19 年 2 月 15 日 A03022	玉名郡南関町大字関下 1573 有限会社大石南関工場 大石郁太	玉名郡南関町大字関下 1573 有限会社大石製材所 大石裕治	名称及び代表者の変更

**熊本県告示第 245 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 9 年熊本県告示第 884 号熊本都市計画道路事業 3・4・32 号高平麻生田線
- 3 事業施行期間 平成 9 年 12 月 8 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

**熊本県告示第 246 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
			後	(メートル)	(メートル)	
主要 地方 道	本渡牛深 線	天草市新和町小宮地字野崎  28 番 地先から 同所	前	11.2	20.6	災害復旧 工事
			後	29.8		
			前	11.2	20.6	
			後	29.8		

			24 番 1 地先まで		43.8		
一般 国道	266 号	同所	天草市宮地岳町字鳥越	前	10.5	53.5	単 防 災
			92 番 5 地先から		～		
			92 番 6 地先まで	後	13.5	53.5	
					～		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 16 日

**熊本県告示第 247 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
一般 国道	219 号	同所	人吉市下城本町字竹原町	前	15.0	25.0	河川改修 工事
			1622 番 2 地先から		～		
			1622 番 2 地先まで	後	15.0	25.0	
					～		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 16 日

**熊本県告示第 248 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字宮浦字大迫	101.5	単道改
		同所 633 番 1 地先から 607 番 4 地先まで		
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字竹迫	114.0	単橋改
		同所 4694 番 3 地先から 4762 番 1 地先まで		
		葦北郡津奈木町大字福浜字竹迫	52.3	
		同郡芦北町大字女島字塘田 253 番 7 地先まで		
	葦北郡津奈木町大字福浜字岬			

	同所	2490 番 1 地先から 2471 番 2 地先まで	115.0	単道改
--	----	--------------------------------	-------	-----

2 供用を開始する期日 平成 19 年 3 月 26 日

### 熊本県告示第 249 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第 4 条に規定する馬の雄
- 3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成 19 年 4 月 9 日（月）	午前 10 時から	古閑牧場（菊池郡菊陽町）

## 公 告

### 熊本県公告第 236 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字室字三郎松 1707 番 3、同 1707 番 4、同 1710 番 3、同 1710 番 4、同 1710 番 6、同 1730 番 3 及び同 1730 番 4  
4,617.41 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区内幸町 1-1-7 大和生命ビル 5 階  
株式会社日本メディカル・パートナーズ

### 熊本県公告第 237 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づく、国土地理院長から基本測量が終了した旨の通知があったので、同条第 3 項により次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（精密測地網高精度三次元測量）	平成 18 年 6 月 12 日から 平成 19 年 1 月 31 日まで	人吉市、葦北郡芦北町、球磨郡錦町、多良木町、湯前町、球磨村及びあさぎり町

### 熊本県公告第 238 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営乙女・大沢水地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営乙女・大沢水地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 19 年 3 月 19 日から平成 19 年 4 月 16 日まで
- 3 縦覧場所

甲佐町役場  
美里町役場

**熊本県公告第239号**

第2回「くまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進委員会」の会議を次のとおり開催する。  
平成19年3月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時  
平成19年3月29日（木） 午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺公園28番51号  
熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題  
くまもと安心移動ナビ・プロジェクトの実証実験結果について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県総合政策局企画課特定政策推進室  
(電話 096-333-2015)

**熊本県公告第240号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成19年3月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンリブ水前寺店  
熊本市水前寺公園3番28号
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
廃止前 3,958平方メートル  
廃止後 0平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一千平方メートル以下となる日  
平成19年2月4日
- 4 廃止する理由  
土地・建物の売却のため
- 5 届出年月日  
平成19年2月28日

**熊本県公告第241号**

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成19年3月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 業務概要
  - (1) 業務名  
平成19年度県民キャリア形成支援事業
  - (2) 業務内容
    - ア くまもと県民交流館しごと相談・支援センター（以下「センター」という。）内及びその他地域における求職者への就職支援を目的とした個別キャリアカウンセリング及びその他相談業務の実施
      - (ア) センター内  
月7回程度 1日5時間
      - (イ) その他県内各地  
県内3か所（予定）1日5時間
    - イ 上記アの相談業務利用者への追跡調査の実施
    - ウ センター職員への研修及び助言  
2回程度 1回2時間
    - エ 県民交流館における就職支援関連等イベント
      - (ア) 実施時間等  
平成19年12月上旬（予定）2時間程度
    - オ その他センター業務に資する企画

- なお、詳細については、別途配布する「県民キャリア形成支援事業企画コンペ参加要項」及び「県民キャリア形成支援事業委託仕様書」による。
- (3) 委託期間  
契約の日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 2 企画コンペ参加希望者の要件  
企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
- (1) 団体の要件  
ア 法人格の有無は問わないが、団体としての活動歴が 1 年以上あること。  
イ その活動の内容を報告書として示せること。
- (2) 人員に関する要件  
ア キャリアカウンセリング等を行う者が、5 名以上在籍すること。キャリアカウンセリングを行う者は全て(ア)の要件を満たすこと。かつ、少なくとも 3 名以上は(ア)と(イ)の要件を同時に満たすこと。  
(ア) キャリアカウンセリング等を実施する者は、厚生労働省キャリア形成促進助成金(職業能力評価推進給付金)対象となるキャリア・コンサルタント能力評価試験等に合格した者であること。  
(イ) センター及びその他公的機関若しくはそれに類する機関において、キャリアカウンセリングの経験が 30 ケース(人)以上あること。
- 3 企画コンペ参加要領等の配布について
- (1) 配布期間  
平成 19 年 3 月 16 日(金)から 3 月 30 日(金)までの午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 配布場所  
熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階  
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター  
(096-355-4309)
- 4 応募方法  
平成 19 年 4 月 3 日(火)までに所定の様式により応募書類をセンターに提出するものとする。
- 5 問い合わせ先  
熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階  
くまもと県民交流館しごと相談・支援センター  
(096-355-4309)

**熊本県公告第 242 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 11 条の規定に基づき、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品の名称及び予定数量  
熊本県庁舎で使用する電気  
12,295,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部管財課  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2089
- 3 落札者を決定した日  
平成 19 年 3 月 1 日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所  
イーレックス株式会社 代表取締役 渡邊 博  
東京都中央区日本橋本石町三丁目 3 番 14 号
- 5 落札金額  
144,172,875 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成 19 年 1 月 17 日

**熊本県公告第 243 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
平成 19 年度マニフェストの入力等業務
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 委託期間  
平成 19 年 4 月 2 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
  - ア 入札金額は、マニフェスト 1 枚当たりの入力に要する費用とする。
  - イ 入札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
  - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者のうち、物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領（平成 18 年告示第 522 号）に基づく格付け区分が A 又は B であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 3 月 16 日（金）から平成 19 年 3 月 22 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県環境生活部廃棄物対策課（県庁行政棟新館 5 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2278（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
  - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所
    - ア 交付期間  
平成 19 年 3 月 16 日（金）から平成 19 年 3 月 23 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
    - イ 交付場所  
4 に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所
    - ア 日時  
平成 19 年 3 月 27 日（火）午前 10 時 30 分から
    - イ 場所  
熊本県庁本館 3 階 301 会議室
  - (4) 入札書の提出方法  
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
  - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額に、仕様書に示す年間処理伝票枚数を乗じた金額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
    - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
    - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない

- と認められるときに限る。))。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。  
ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結  
ア 契約書の作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
平成 19 年 3 月 30 日  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
平成 19 年 3 月 30 日
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額に仕様書に示す年間処理伝票枚数を乗じた金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。))。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第 244 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 66 条第 1 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者  
商 号 有限会社オルテム  
代表者氏名 堀川 泰注  
事務所所在地 熊本県球磨郡相良村大字四浦東 20 番地  
免許証番号 熊本県知事（2）第 3966 号  
免許年月日 平成 14 年 5 月 26 日
- 2 処分年月日  
平成 19 年 3 月 8 日
- 3 処分内容  
免許の取消し
- 4 適用条項  
宅地建物取引業法第 66 条第 1 項第 3 号



**熊本県公告第 245 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 18 年 10 月 16 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により荒尾市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社マミーズ原万田店  
荒尾市原万田字八反田 618-3
- 2 市町村意見の概要  
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課  
平成 19 年 3 月 16 日から平成 19 年 4 月 16 日まで

**熊本県公告第 246 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
くまもと県税システムサーバ等保守業務
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 委託期間  
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
  - (4) 入札方法
    - ア 入札金額は、総額を記載すること。また、記載額には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
    - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
    - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務に登録された者であること。
  - (2) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）に基づく指名停止期間中でない者。
  - (3) 平成 19 年 2 月 28 日現在において、同種の業務を 2 年以上営んでいること。
  - (4) 熊本市内または熊本県庁舎から半径 10 キロメートル以内に本店、支店、営業所等を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 3 月 16 日（金）から平成 19 年 3 月 22 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - (1) 提出期間  
平成 19 年 3 月 16 日（金）から平成 19 年 3 月 23 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
  - (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
  - (3) 提出方法

- 5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総務部税務課管理班（県庁行政棟本館 3 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2101
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 3 月 16 日（金）から平成 19 年 3 月 26 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。  
イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時  
平成 19 年 3 月 27 日（火） 午前 11 時から
- (4) 入札及び開札の場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟本館 4 階 401 会議室
- (5) 入札書の提出方法  
6 の（4）記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 26 日（月）午後 5 時 30 分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 つ以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているので、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要

- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に記載した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 登載依頼

#### 熊本県社会福祉審議会公告第1号

熊本県社会福祉審議会の会議を次のとおり開催する。

平成19年3月16日

熊本県社会福祉審議会  
委員長 良 永 彌太郎

- 1 開催日時  
平成19年3月22日（木）  
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺公園 28-51  
熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題
  - (1) 専門分科会の開催状況について
  - (2) 平成18年度社会福祉関係主要事業について
  - (3) 平成19年度社会福祉関係主要事業（案）について
  - (4) 意見交換
  - (5) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県社会福祉審議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課政策班）  
（電話 096-333-2193）

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年3月16日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

#### 熊本県人事委員会規則第1号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）  
の一部を次のように改正する。

第13条の表18の項中「4日」を「5日」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年3月16日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 2 号**

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 31 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。  
 第 2 条第 1 項中「特殊教育学校等勤務手当」を「特別支援学校等勤務手当」に改める。  
 附 則  
 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成 19 年 3 月 16 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 3 号**

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成 6 年熊本県人事委員会規則第 29 号）の一部を次のように改正する。  
 第 2 条中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に、「規定する養護学校」を「規定する特別支援学校」に改める。  
 附 則  
 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県監査委員公告第 3 号**

平成 18 年 11 月 21 日から平成 19 年 1 月 12 日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。  
 平成 19 年 3 月 16 日

熊本県監査委員 高 宗 秀 暁  
 同 月 待 孝 一  
 同 竹 口 博 己  
 同 馬 場 成 志

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機 関 名		
教育委員会	济々巒高等学校（書面）	平成 17 年 4 月 ～平成 18 年 9 月	平成 18 年 11 月 27 日
	熊本高等学校	”	平成 18 年 12 月 6 日
	第一高等学校（書面）	”	平成 18 年 11 月 28 日
	第二高等学校	”	平成 18 年 12 月 5 日
	熊本西高等学校（書面）	”	平成 18 年 12 月 20 日
	熊本北高等学校	”	平成 18 年 12 月 8 日
	東稜高等学校（書面）	”	平成 18 年 11 月 21 日
	湧心館高等学校（書面）	”	平成 18 年 11 月 22 日
	玉名高等学校	”	平成 18 年 12 月 5 日
	荒尾高等学校（書面）	”	平成 18 年 11 月 22 日
	南関高等学校	”	平成 18 年 12 月 7 日
	鹿本高等学校（書面）	”	平成 18 年 12 月 5 日
	菊池高等学校	”	平成 18 年 12 月 8 日
	大津高等学校（書面）	”	平成 18 年 12 月 22 日
	阿蘇高等学校	”	平成 18 年 12 月 1 日
	小国高等学校（書面）	”	平成 18 年 11 月 30 日
	高森高等学校	”	平成 18 年 12 月 1 日
	蘇陽高等学校（書面）	”	平成 18 年 12 月 5 日
	御船高等学校	”	平成 18 年 12 月 6 日
	甲佐高等学校（書面）	”	平成 18 年 11 月 21 日
宇土高等学校	”	平成 18 年 12 月 7 日	
松橋高等学校（書面）	”	平成 18 年 12 月 5 日	

八代高等学校	〃	平成 18 年 12 月 13 日
八代南高等学校 (書面)	〃	平成 18 年 12 月 27 日
八代東高等学校	〃	平成 18 年 12 月 7 日
氷川高等学校 (書面)	〃	平成 18 年 12 月 1 日
水俣高等学校	〃	平成 19 年 1 月 11 日
人吉高等学校 (書面)	〃	平成 18 年 12 月 1 日
多良木高等学校	〃	平成 18 年 12 月 14 日
天草高等学校 (書面)	〃	平成 19 年 1 月 23 日
天草東高等学校	〃	平成 19 年 1 月 11 日
倉岳高等学校 (書面)	〃	平成 18 年 12 月 20 日
牛深高等学校	〃	平成 19 年 1 月 12 日
大矢野高等学校 (書面)	〃	平成 18 年 12 月 4 日
河浦高等学校	〃	平成 19 年 1 月 10 日
熊本商業高等学校	〃	平成 18 年 12 月 20 日
球磨商業高等学校 (書面)	〃	平成 18 年 12 月 8 日
松島商業高等学校	〃	平成 19 年 1 月 9 日
鹿本商工高等学校 (書面)	〃	平成 18 年 11 月 28 日
熊本工業高等学校	〃	平成 18 年 12 月 8 日
玉名工業高等学校 (書面)	〃	平成 18 年 11 月 21 日
小川工業高等学校	〃	平成 18 年 12 月 15 日
八代工業高等学校 (書面)	〃	平成 18 年 12 月 5 日
水俣工業高等学校	〃	平成 19 年 1 月 12 日
球磨工業高等学校 (書面)	〃	平成 18 年 12 月 28 日
天草工業高等学校	〃	平成 19 年 1 月 11 日
熊本農業高等学校	〃	平成 18 年 12 月 14 日
北稜高等学校	〃	平成 18 年 12 月 19 日
鹿本農業高等学校	〃	平成 18 年 12 月 15 日
菊池農業高等学校	〃	平成 18 年 12 月 21 日
翔陽高等学校	〃	平成 18 年 12 月 22 日
阿蘇清峰高等学校	〃	平成 18 年 11 月 30 日
矢部高等学校	〃	平成 18 年 11 月 29 日
八代農業高等学校	〃	平成 18 年 12 月 19 日
芦北高等学校	〃	平成 18 年 12 月 21 日
南稜高等学校	〃	平成 18 年 12 月 15 日
苓明高等学校	〃	平成 19 年 1 月 9 日
苓洋高等学校	〃	平成 19 年 1 月 12 日
盲学校	〃	平成 18 年 12 月 12 日
熊本聾学校 (書面)	〃	平成 18 年 12 月 22 日
ひのくに高等養護学校 (書面)	〃	平成 18 年 11 月 27 日
熊本養護学校	〃	平成 18 年 12 月 12 日
松橋西養護学校 (書面)	〃	平成 18 年 12 月 6 日
松橋養護学校	〃	平成 18 年 12 月 13 日
松橋東養護学校 (書面)	〃	平成 18 年 12 月 13 日
荒尾養護学校	〃	平成 18 年 12 月 20 日
大津養護学校 (書面)	〃	平成 18 年 11 月 21 日
菊池養護学校	〃	平成 18 年 12 月 22 日
黒石原養護学校 (書面)	〃	平成 18 年 12 月 5 日
小国養護学校	〃	平成 18 年 11 月 30 日
芦北養護学校 (書面)	〃	平成 18 年 12 月 27 日

	球磨養護学校	”	平成 18 年 12 月 20 日
	天草養護学校 (書面)	”	平成 18 年 12 月 1 日
	苓北養護学校	”	平成 19 年 1 月 10 日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、教育委員会の県立学校 74 校を対象に、法規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実に行われているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施工は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

## 3 監査の結果

## ○報告公表事項

## (指導事項)

監査において、是正又は改善を要する事項として指導したものは、次のとおりである。

## 教育委員会

- (1) 毒・劇物の管理については、平成 18 年 4 月 7 日付 教高第 41 号「観察、実験・実習に伴う事故防止と安全対策について(通知)」及び平成 18 年 5 月 15 日付 教高第 266 号「学校における毒物及び劇物の管理状況の点検について(通知)」において、指導がなされたにもかかわらず、学校現場においては、なお、①保管、管理規程が作成されていない。②管理記録簿に使用者名の記載がない。③長期間使用されていない薬品を大量に保管している。など、改善が不十分な事例が多数見受けられたところである。  
 今後は、現地調査により、学校現場の実態を十分に把握しながら、適切な改善がなされるよう指導を徹底すること。  
 なお、長期間使用されていない薬品については、本庁主導のもと、今後の使用見込み等を全体的に把握調整のうえ、計画的な廃棄処分に努めること。  
 (高校教育課(高等学校共通))
- (2) 授業料、入学金、証明書交付手数料等の現金を会計職員に任命されていない学校事務職員が受領している実態が多数見受けられた(現金領収書は出納員である事務長名で発行)。現金の取扱いを行う学校事務職員は全て会計職員に任命するとともに、現金領収書は現金を受領した会計職員名で発行するように、各学校共通の問題として、会計規則に則ったさらなる指導の徹底を図ること。  
 (学校人事課(高等学校共通))

## 熊本県市町村合併推進審議会公告第 5 号

熊本県市町村合併推進審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 19 年 3 月 16 日

熊本県市町村合併推進審議会

会 長 中 川 義 朗

## 1 開催日時

平成 19 年 3 月 30 日(金)

午後 3 時から午後 5 時まで

## 2 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室

## 3 主な議題(予定)

- (1) 熊本県市町村合併推進構想(第 1 次)作成後の主な動きについて
- (2) 熊本県市町村合併推進構想(第 1 次)の変更等について
- (3) 今後の進め方等について

## 4 傍聴者の定員

10 人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従い、会議の会場に入室して下さい。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

## 6 非公開の議題

会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。

7 問い合わせ先  
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県市町村合併推進審議会事務局（熊本県総務部市町村総室合併推進班）  
 （電話 096-333-2106）

**熊本県公安委員会規則第 3 号**

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成 19 年 3 月 16 日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則  
 熊本県道路交通規則（昭和 47 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 中

一般国道 3 号	八代市東片町字岡神 266 番 3 地先から 葦北郡芦北町田浦字四反田 672 番 1 地先まで	を
----------	---	---

一般国道 3 号	八代市東片町字岡神 266 番 3 地先から 葦北郡芦北町田浦字四反田 672 番 1 地先まで	に
一般国道 3 号	熊本市麻生田 3 丁目 973 番 1 地先から 熊本市新南部 6 丁目 157 番 4 地先まで	

改め、同表一般国道 57 号の項中「波野大字小地野字下園 662 番 1」を「波野大字小園字糶ヶ原 130 番 2」に改め、同表一般国道 208 号の項中「玉名市大字大倉字船津 1792 番 1」を「鹿本郡植木町大字滴水字十三部 443 番 1」に、「大字金山字下桑田 1113 番 23」を「原万田字浦田 839 番 16」に改める。

別表第 1 の 2 中

一般国道 443 号	菊池郡大津町大字室 937 番 1 地先から 上益城郡益城町大字寺迫 112 番 1 地先まで	を
------------	--	---

一般国道 443 号	菊池郡大津町大字室 937 番 1 地先から 上益城郡益城町大字寺迫 112 番 1 地先まで	に
一般国道 443 号	玉名郡南関町大字関町 384 番 12 地先から 玉名郡南関町大字関町字堂園 1480 番 1 地先まで	

改め、同表一般国道 445 号の項の次に次のように加える。

主要地方道 大牟田植木線	荒尾市上平山字庄山下 975 番 9 地先から 玉名郡南関町大字宮尾字杉本 46 番 1 地先まで
主要地方道 大牟田南関線	玉名郡南関町大字久重 337 番 2 地先から 玉名郡南関町大字関町字堂園 1480 番 1 地先まで

別表第 1 の 2 主要地方道南関大牟田北線の項中「関外目字墨摺川 1436 番 3」を「関町 384 番 12」に改め、同表主要地方道玉名山鹿線の項の次に次のように加える。

主要地方道 芦北球磨線	葦北郡芦北町大字花岡字川原 1673 番 17 地先から 球磨郡球磨村大字神瀬甲字江川内 41 番 1 地先まで
----------------	---

別表第 1 の 2 主要地方道熊本高森線の項の次に次のように加える。

主要地方道 荒尾南関線	荒尾市平山字西浦 1964 番 1 地先から 荒尾市上平山字庄山下 975 番 9 地先まで
主要地方道 荒尾南関線	玉名郡南関町大字宮尾字杉本 46 番 1 地先から 玉名郡南関町大字久重 337 番 2 地先まで

別表第 1 の 2 一般県道松橋インター線の項の次に次のように加える。

一般県道 平山荒尾線	荒尾市平山字西浦 1964 番 1 地先から 荒尾市宮内字土井ノ内 93 番 1 地先まで
---------------	--

附 則  
 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県公安委員会告示第1号**

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成19年3月16日から施行する。

平成19年3月16日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

1の表熊本北警察署清水交番の項中「、清水町大字兔谷、兔谷一丁目、兔谷二丁目、兔谷三丁目」を削り、同表熊本北警察署新地交番の項中「清水町大字麻生田」を「清水岩倉一丁目、清水岩倉二丁目、清水岩倉三丁目、兔谷一丁目、兔谷二丁目、兔谷三丁目」に改める。

1の表熊本南警察署西大橋交番の項中「城山下代町、城山半田町、城山薬師町」を「城山下代一丁目、城山下代二丁目、城山下代三丁目、城山下代四丁目、城山下代五丁目、城山半田一丁目、城山半田二丁目、城山半田三丁目、城山半田四丁目、城山薬師一丁目、城山薬師二丁目」に改め、同表熊本南警察署近見交番の項中「、島町」を削る。

1の表熊本東警察署新外交番の項中「、健軍町」を削る。